

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

地域資源を活かした「潮の香ただようふれあい港づくり」の創出

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

平戸市

## 3. 地域再生計画の区域

平戸市及び松浦市の区域の一部（調川港、田平港、平戸港、大島港及び釜田漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

松浦市及び平戸市は、日本最西端の長崎県北西部に位置し、県庁所在地の長崎市や九州の拠点である福岡都市圏まで車で2～2.5時間の距離にある。さらに、東シナ海・黄海を挟んで中国や韓国にも近い位置にある。

松浦市、平戸市の面積は、それぞれ95.75 km<sup>2</sup>、235.5 km<sup>2</sup>で、平坦地に乏しい起伏の多い地形となっており、海岸線はリアス式海岸で変化に富み、表情豊かな自然景観を形成している。周辺海域は、対馬暖流、近隣の島嶼・複雑な海岸地形、潮流の影響等により好漁場が形成されている。

交通体系では、国道204号線が佐賀県北部～福岡方面および佐世保方面へと伸びており、今後は、西九州自動車道や関連する道路の整備により広域的なネットワークが形成されようとしている。また、国道と並行して地元第3セクターが運営する松浦鉄道が走っており、田平港に近接して本土最西端の「平戸口」駅がある。さらに、田平港からは、平戸港を経由して近隣島嶼である大島へ、また、平戸港からは度島へフェリーが就航している。

両自治体ともに、地方分権の進展や少子・高齢化といった社会環境の変化に加え、住民のライフスタイルの多様化にともなう生活圏の拡大、さらには厳しい財政状況などを背景に、松浦市は近隣二町と、平戸市は、近隣三町村との枠組みで平成17年10月1日に合併した。

田平港は、長崎県管理の地方港湾であり、港内に「平戸口」という地区名があるように、年間150万人の観光客が訪れる観光地『平戸』との結びつきが深い。平成13年8月には道の駅「昆虫の里たびら」が開設され、国道204号線を通じ長崎・佐世保方面と平戸を結ぶ人の流れを地域の観光振興に結びつけることに成功している。

平戸港は、平戸市の中心であり、海外との交易を物語る史跡を有し、昭和52年の大橋架橋により本土との交通の便が向上したことと相まって、観光地としての地位を固めている。

大島港は、平戸北方約15kmの的山大島(あづちおおしま)に位置し、市町村合併により平戸市に編入された事を期に、就航していたフェリーを更新し、平戸港・田平港との交通の便を確保するとともに、島外からの来訪者の増加を見込んでいる。

釜田漁港は、平戸市管理の第1種漁港で、横島を天然の防波堤とした良港である。小型定置網漁業のほかに静穏域を利用したタイ、ハマチ、ヒラメの養殖も盛んで、漁協を通じ、主に田平港の北松魚市へ出荷している。

調川港は、長崎県管理の地方港湾で、石炭全盛期には積出し港として栄えたが、昭和44年の閉山の荒波を受けた後は、北松地区開発の拠点における商工業港として港の整備が進められてきた。昭和50年代に公設市場である松浦魚市場や製氷冷蔵施設が設置されて以降は、遠洋旋網漁業の水揚げ基地として、北松地区はもとより西九州でも有数の拠点港としての機能を果たしており、田平港を基地とする漁船も調川港に出荷している。また、荷揚、選別、セリを迅速化・効率化するとともに、HACCP(ハサップ)の考えを導入するなど消費者に高鮮度で安全・安心な食糧を供給することで魚価の安定を目指している。

しかしながら、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化と後継者不足など水産業を取り巻く状況は厳しく、地域の基幹産業である水産業の低迷等が若年層の流出を招き、人口の減少といった地域活力の低下をもたらしている中で、豊かな自然環境や独自の歴史や文化といった他の地域にはない魅力を活用した交流の拡大による活性化対策に取り組むことが必要とされている。

これらを踏まえ、田平港においては、『平戸』へ向かうもう一本の観光ルートである佐賀・福岡からの立ち寄り拠点となる「海の駅『潮騒街道たびら港』(仮称)」(観光情報の提供 + 水産物直売所 + シーフードレストラン)を整備し、近年注目されている食の安全・安心に基づいた、鮮度の高い水産物の提供、産地や生産者の見える商品流通を行い、観光産業の振興と商業区域である「日の浦」地区の活性化を図る。また、現在調川港を利用している19ヶ統の旋網船団のうち、300t級以下の旋網船で五島沖に出漁する旋網船団の運搬船が田平港で準備作業を行えるように、岸壁を整備し、コストの低減を図る。

さらに平戸瀬戸を介して対峙する位置にある平戸港においては、市を中心に観光地としてのまちづくりを進めるとともに、近隣島嶼との連携を深めるため市営フェリーを更新するなど、平戸港・田平港を中心に島嶼部を含めた観光客の回遊ルートが形成されつつあり、その利活用が交流の拡大に寄与するものと推察されるため、浮桟橋等フェリー関連施設の整備を促進する。

大島港においては、交流人口の拡大に伴う島外からの車両乗り入れに対しての利便性向上のため、駐車場の整備を図る。

釜田漁港においては、臨港道路の整備を行い、田平港の直売所で販売する活魚や水産加工品の輸送体制を強化する。

調川港においては、利用する大中型旋網船が近年350t級と大型化しており、陸揚げに支障を来していることから、より深い水深を有する浮桟橋を整備し、滞船コスト及び潮待ち調整問題を解消するとともに、港内の係留施設不足を解消し漁業活動の円滑化を図るために物揚場を整備する。また、松浦魚市場及び水産加工団地で働く就労者や港湾背後地の地域住民に、癒し・休息及びレクレーションの場を提供し、地域の交流と活性化と共に、港湾施設周辺地域の環境を保護するための休息、緩衝・修景緑地を整備する。

このように、港湾と漁港の基盤整備を進め、交流の拡大を図ることによって、潮の香ただようふれあい港づくりの実現を目指す。

(目標1) 交流人口の増大：地域の魅力ある歴史・文化資源の一体的な活用や農林水産業と連携した体験型観光などこれまでの取り組みの成果を活かしながら、さらなる交流を促進

交流人口 2, 271千人(平成12年)→2, 890千人(平成27年)

平戸市、松浦市

(目標2) 海の駅『潮騒街道たびら港』（仮称）来訪者数

来訪者数 58, 400人/年

(目標3) アジ・サバの消費の拡大（松浦市目標）8万9千トン（平成14年）

→10万1千トン（平成22年）

年間8万9千トン、138億円(平成14年)を水揚げする松浦魚市場は、アジ・サバの水揚げで日本一を誇っており、HACCPの考え方を取り入れるなど食の安心安全に対応した厳しい品質管理の下、鮮度の高い旬のアジ・サバをブランド化する等により消費の拡大を図る。

(目標4) 調川港緑地での地域交流と活性化

緑地利用者数 25, 000人/年

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

田平港においては、海の駅『潮騒街道たびら港』（仮称）設置のため、係留施設の背後に用地を整備し、あわせて、憩いの広場を整備する。また、平戸港においては、島嶼への交通利便性の向上を目指して、浮桟橋、道路、泊地の整備を促進する。大島港においては、駐車場の整備を図る。調川港においては、大型旋網船の陸揚げ、現場作業の効率化のため浮桟橋や泊地浚渫、物揚場の整備と、魚市場や水産加工団地の就業者の福利厚生施設として多目的広場を含めた緑地の整備を行う。釜田漁港においては、漁船の安全な操船、係留を可能とするための泊地浚渫及び漁獲物流通の円滑化を図るための臨港道路を整備する。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

##### [施設の種類(事業区域)、事業主体]

・港湾施設（田平港、平戸港、大島港、調川港）長崎県

・漁港施設（釜田漁港）平戸市

##### [整備量]

・港湾施設・・・係留施設、水域施設、臨港交通施設、緑地

・漁港施設・・・輸送施設、漁港施設用地、水域施設

##### [事業期間]

・港湾施設 平成17年度～平成21年度

・漁港施設 平成18年度～平成22年度

#### [港整備交付金の総事業費]

・総事業費	3, 173, 000千円
港湾施設	2, 714, 000千円
(うち交付金)	1, 131, 600千円)
漁港施設	459, 000千円
(うち交付金)	229, 500千円)

### 5－3 その他の事業

#### 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

##### 田平港シーサイドエリア再構築事業

地域住民や観光客に対して、田平港が持つ資源の重要性に対する認識を高揚させるとともに、日常的な利便性・安全性の向上と観光に関連した産業の活性化による地域振興を図る施設等を整備する事業。具体的には、平成17年度から平成21年度にかけて、港湾背後地の環境整備や海の駅「潮騒街道たびら港」（仮称）の整備等を行う。

##### 平戸港周辺地区景観形成事業

平戸市街地に点在する平戸らしい商屋や町屋などを地域の生きた資産として活用し、新たな視点からの「平戸らしさ」の再発見によって、まちに安らぎと賑わいを取り戻し、市街地の活性化を図る。

### 6. 計画期間

平成17年度～27年度（11ヶ年）

### 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、利用が平準化した後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査し、公表する。

### 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし